

役員報酬並びに役員費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第89条及び第105条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条13号及び定款第28条の規定に基づき、一般財団法人 Soil(以下「当財団」とする。)の役員の報酬並びに役員費用に関する支給基準を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第22条に基づく理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条13号で定める報酬、賞与及び退職功労金であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 役員費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤交通費、旅費及び手数料などの経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等は、無報酬とする。

(役員費用の支払)

第4条 当財団は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した交通費、旅費等の費用については、その実費を、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要する者は申請により、前もって支払うものとする。

(公表)

第5条 当財団は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として、公表するものとする。

(改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、定款第 15 条により、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第 7 条 この規程の実施に関して必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規定は、令和 5 年 1 月 16 日より施行する。